

【2018年6月22日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第149号 ■

---

---

目次

---

【今号の内容】

- 第2回「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」の事例集と受賞企業のインタビュー動画を紹介します
- 「イクメン企業アワード2018」「イクボスアワード2018」応募受付中！  
～対外的にイクメンを応援する「理解促進部門」を新設 締切：7月27日～
- 中央労働委員会「労使関係セミナー」（関東地区）の参加者募集中！  
～7月27日開催（参加無料）～
- 起業などをした事業主の皆さま、職場の就業環境を見直してみませんか？  
～専門家によるセミナーや個別訪問・支援を行います（無料）～
- 看護・介護者向け「腰痛予防講習会」を開催します  
～7月から1月にかけて47都道府県で開催（参加無料）～
- 「管理職向け 職場のハラスメント対策セミナー」を開催します  
～7月から12月にかけて47都道府県で開催（参加無料）～
- 「人事労務担当者向け 職場のハラスメント対策セミナー」を7月から開催  
～専門家を無料で派遣する社内研修／取組アドバイスも実施（無料）～
- 「均等・両立推進企業表彰」の応募受付中！ ～締切：7月31日～
- 事業主・人事労務担当の皆さま、従業員の育休復帰支援や介護離職防止に関するセミナーに参加しませんか？～7月17日と18日に大阪で開催（参加無料）～
- 生産性向上と雇用管理改善に取り組む事業主の皆さま、「人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）」の活用を検討してみませんか？
- 「両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）」の活用を検討してみませんか？  
～育児や介護などが理由による離職者を再雇用する企業を支援します～

---

第2回「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」の事例集と受賞企業のインタビュー動画を紹介します

---

厚生労働省では、労働生産性の向上と雇用確保・雇用環境の改善を両立する企業や職場の優れた取組事例を収集し、広く啓発普及しています。

平成 29 年度に実施した、第 2 回「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」の受賞企業の雇用管理改善に向けた取り組み事例集と、受賞企業のうち 3 社のインタビュー動画をご紹介しますので、ぜひご覧ください。

また、「働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト」では、雇用管理改善に取り組む企業が活用できるツール、各種助成金、表彰の案内などを行っていますので、ぜひご活用ください。

**【第 2 回「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」事例集】**

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000203092.pdf>

**【最優秀賞（厚生労働大臣賞）受賞企業インタビュー動画】**

<https://youtu.be/4ThqXHDEtjw>

**【優秀賞（職業安定局長賞）受賞企業インタビュー動画】**

<https://youtu.be/Aek-SYfmvAc>

**【キラリと光る取り組み賞（職業安定局長賞）受賞企業インタビュー動画】**

<https://youtu.be/JAoXRbxq0Vs>

**【働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト】**

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/index.html>

---

「イクメン企業アワード 2018」「イクボスアワード 2018」応募受付中！  
～対外的にイクメンを応援する「理解促進部門」を新設 締切：7月27日～

---

厚生労働省では、男性の育児と仕事の両立を推進する「イクメンプロジェクト」の一環として、「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を、今年度も実施します。

「イクメン企業アワード」では、男性の育児と仕事の両立を積極的に促進する企業・団体を表彰します。「両立支援部門」では、昨年度と同様、男性従業員の育児と仕事の両立を推進し、業務改善を図る企業を表彰します。今回新たに加わった

「理解促進部門」では、男性が家事や育児に積極的・日常的に参画することを促す企業の対外的な活動を表彰します。

「イクボスアワード」では、部下の育児と仕事の両立を支援する管理職＝「イクボス」（男女不問）を、企業・団体からの推薦によって募集し、表彰します。

受賞企業や受賞された方の取組は、ロールモデルとして厚生労働省のホームページや広報誌などで紹介します。この活動を広く普及させていくことで、厚生労働省は、企業における育児と仕事の両立支援を推進し、男性労働者の育児休業の取得促進などに役立てていきます。

応募締切は7月27日（金）です。皆さまからのご応募をお待ちしています。全国の中小企業の皆さまからのご応募も歓迎します。

**【詳細はこちら】**

イクメンプロジェクト公式サイト

■募集チラシ、応募要件、応募方法、応募書類など

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

※イクメン企業アワードの募集チラシには、過去受賞中小企業の声を掲載しています。

■これまでの受賞企業・受賞者の取組

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/case/>

---

中央労働委員会「労使関係セミナー」（関東地区）の参加者募集中！

～7月27日開催（参加無料）～

---

中央労働委員会では、企業の人事労務担当者や労働組合の役職員などを対象に、「労使関係セミナー」を開催しています。現在、7月27日に東京で開催するセミナー受講者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーは、労働紛争に関する制度と、紛争の解決をサポートする機関である「労働委員会」について、労使関係者の認識を深めることを目的としています。

プログラム第1部の基調講演では、「職場のパワーハラスメントの防止対策を考える ー厚労省・防止対策検討会報告書を中心にー」と題して、専門的な視点を交

えてお話しします。第2部では、公益・労働者・使用者委員の三者による「紛争解決事例の検討」をテーマに、パネルディスカッションを行います。

今後、各地で順次開催していきますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

**【日時】**

7月27日（金）13:30～16:30

**【場所】**

ベルサール神保町アネックス（東京都千代田区神田神保町2-36-1 住友不動産  
千代田ファーストウィング1階）

**【募集定員】**

300人

**【申込方法など詳細はこちら】**

中央労働委員会ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

※参加希望の方は、「開催案内・受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXでお申し込み下さい。

**【お問い合わせ】**

関東地区：中央労働委員会事務局 調整第一課 大和久

電話 03 (5403) 2125 FAX 03 (5403) 2262

---

起業などをした事業主の皆さま、職場の就業環境を見直してみませんか？

～専門家によるセミナーや個別訪問・支援を実施します（無料）～

---

厚生労働省では、5年以内に起業、分社、異業種への進出、初めて人を雇用するなどした事業主を対象に、労務管理や安全衛生管理などのノウハウをお伝えするセミナーや個別訪問・支援などを行います。【事前申込制・無料】

**【セミナー概要】**

労務管理や安全衛生管理などの基本的な知識について、専門家が分かりやすく解説します。また、「やさしく分かりやすく」を基本に編集・制作されたテキスト

なども無料で提供します。

**【対象】**

起業・分社・異業種へ進出・初めて雇用をしてから原則5年以内の事業主。

**【開催予定日程・会場（東日本）】**

北海道 7月30日（月）札幌エルプラザ 4階 中研修室（札幌市北区）

北海道 8月3日（金）札幌エルプラザ 4階 中研修室（札幌市北区）

北海道 9月19日（水）札幌エルプラザ 4階 中研修室（札幌市北区）

新潟県 7月24日（火）新潟テルサ（新潟市中央区鐘木）

**【開催予定日程・会場（西日本）】**

大阪府 7月24日（火）大阪府立中央図書館ホール（東大阪市荒本北）

兵庫県 7月31日（火）姫路労働会館（姫路市北条）

広島県 7月20日（金）福山市ものづくり交流館（福山市西町）

高知県 6月26日（火）高知市立中央公民館（高知市九反田）

佐賀県 6月27日（水）佐賀県労働会館（佐賀市神野東）

熊本県 7月27日（金）熊本商工会議所（熊本市中央区）

宮崎県 6月28日（木）宮日会館（宮崎市高千穂通）

東日本・西日本とも、上記以外の日程・会場での開催も予定しています。

最新の日程・会場は、それぞれの委託先ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

**【個別訪問・支援】**

専門家が個別に事業場を訪問し、事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適正な就業環境整備のお手伝いを無料で行います。

申し込みは随時受け付けています。ご希望の方は、ぜひお申し込みください。

**【申込方法など詳細はこちら】**

■東日本（委託先：公益社団法人全国労働基準関係団体連合会）

<https://www.zenkiren.com/jutaku/shinki.html>

住所 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル6F

電話 03（5283）1030

■西日本（委託先：ランゲート株式会社）

<http://www.langate.co.jp/shinki-kigyuu/>

住所 京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4 F

電話 075 (741) 7862

---

看護・介護者向け「腰痛予防講習会」を開催します  
～7月から1月にかけて47都道府県で開催（参加無料）～

---

看護・介護の現場では腰痛災害が多く発生しており、その予防対策が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省では、主に看護・介護など保健衛生業に携わる方向けの「腰痛予防対策講習会」を、7月から1月にかけて全国47都道府県で開催します。【事前申込制・参加無料】

講習会では、腰痛予防対策指針をイラストなどにより分かりやすく解説したテキストなどを用いて、「装着型ロボット」を用いた好事例の紹介や、「介護用福祉機器」を用いた実技、腰痛予防体操の講習などを行います。

また、これまで腰痛予防対策の取組を行っていなかった事業場でも対策に取り組めるよう工夫した内容となっていますので、多くの方のご参加をお待ちしています。

【お申し込み・日程・会場などの詳細はこちら】

中央労働災害防止協会ホームページ（委託先）

[http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700\\_youtsu.html](http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)

※定員60名程度。各会場とも先着順です

※定員になり次第締切とさせていただきます

※一施設より5名までのお申し込みとさせていただきます

---

「管理職向け 職場のハラスメント対策セミナー」を開催します  
～7月から12月にかけて47都道府県で開催（参加無料）～

---

厚生労働省では、妊娠・出産などに関するハラスメント（いわゆるマタハラ）やセクシュアルハラスメントなどの防止対策について、現場の管理職向けのセミナー

を、7月から12月にかけて全国47都道府県で開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナーでは、前半に講義、後半にグループワークを行って、職場のハラスメントに対して、理解をより深められる内容です。

### 【セミナー内容】

#### ■講義

セクシュアルハラスメントや妊娠・出産などに関するハラスメントとはどのようなものか、それらのハラスメントを起こさない職場作りのポイントや、部下などから相談を受けた場合の対応方法などについて解説します。また、パワーハラスメントについても紹介します。

#### ■グループワーク

講義内容を踏まえ、セクシュアルハラスメント・妊娠・出産などに関するハラスメント事例によるグループワークを行うことで、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産などに関するハラスメントとは何か、予防のポイント、相談対応について理解を深めていただきます。

### 【開催予定】

北海道	10月10日(水)	青森	9月26日(水)
秋田	9月28日(金)	岩手	9月27日(木)
山形	8月1日(水)	宮城	8月2日(木)
福島	7月31日(火)	茨城	9月19日(水)
栃木	11月20日(火)	群馬	9月12日(水)
埼玉	10月11日(木)	千葉	10月26日
(金)			
東京1	7月18日(水)	東京2	11月22日(木)
神奈川	7月20日(金)	新潟	9月11日(火)
富山	10月4日(木)	石川	10月3日(水)
福井	10月2日(火)	山梨	9月20日(木)
長野	9月13日(木)	岐阜	11月1日(木)
静岡	10月23日(火)	愛知1	7月24日(火)
愛知2	10月24日(水)	三重	10月25日(木)
滋賀	10月31日(水)	京都	10月30日
(火)			

大阪 1	7月25日(水)	大阪 2	10月16日(火)
兵庫	11月6日(火)	奈良	10月17日
(水)			
和歌山	10月18日(木)	鳥取	10月24日(水)
島根	10月23日(火)	岡山	11月7日(水)
広島	12月13日(木)	山口	12月12日(水)
徳島	11月27日(火)	香川	11月28日(水)
愛媛	11月8日(木)	高知	11月29日
(木)			
福岡	12月4日(火)	佐賀	12月5日(水)
長崎	12月6日(木)	熊本	11月15日
(木)			
大分	12月11日(火)	宮崎	11月13日
(火)			
鹿児島	11月14日(水)	沖縄	12月18日
(火)			

【申込方法など詳細はこちら】

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（委託先）

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201806kanri.html>

「人事労務担当者向け 職場のハラスメント対策セミナー」を7月から開催  
～専門家を派遣する社内研修／取組アドバイスも実施（無料）～

厚生労働省では、企業の人事労務担当者向けに、セクシュアルハラスメント（セクハラ）、職場における妊娠・出産などに関するハラスメント（いわゆるマタハラ）、などの防止対策や相談対応について解説するセミナーを、7月から11月にかけて東京と大阪で開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナーでは講義だけでなく、ケーススタディや、ハラスメントの取組に関する専門家による簡易相談や助言も行うので、より理解しやすい内容となっています。

セミナーの受講後、日を改めて、講師などが各受講者の企業を訪問し、社内向け研修会または職場のハラスメント対策などに関するアドバイスを無料で行います。



## 1 人事労務担当者向け 職場のハラスメント対策セミナー

【開催日】： [東京] ①7月12日(木)、②9月7日(金)、③9月21日(金)、

④10月12日(金)、⑤11月2日(金)

[大阪] ①7月26日(木)、②10月19日(金)

【会場】： [東京] 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社  
(千代田区大手町1-5-1)

[大阪] ①新大阪丸ビル別館(大阪市東淀川区東中島1-18-22)

②アットビジネスセンター大阪梅田(大阪市北区曽根崎  
新地2-2-16)

【定員】： 各回10~15名(1社1名まで。定員になり次第受付終了)

【内容】： (1) 講義(妊娠・出産などに関するハラスメント・セクハラの基本  
知識と対策(ケーススタディを含む))

(2) ハラスメントの取組に関する専門家による簡易相談・助言

### 2-1 講師派遣による社内研修

上記1.のセミナー講師などが企業を個別に訪問し、社内向けのセクハラ、  
妊娠・出産などに関するハラスメント等防止研修を実施します。

■実施対象：原則として上記1.の人事労務担当者向けセミナーに参加した企業

■実施期間：2018年7月~2019年2月頃(個別に調整)

■受講対象：従業員向け/管理職向け/人事部門向け など

### 2-2 個別企業訪問による取組アドバイス

上記1.のセミナー講師などが企業を訪問し、セクハラ、妊娠・出産などに  
関するハラスメント等の防止対策、相談対応に関するアドバイスをを行います。

■実施対象：原則として上記1.の人事労務担当者向けセミナーに参加した企業

■実施期間：2018年7月~2019年2月頃(個別に調整)

■支援内容：

○上記1.のセミナーでの簡易相談・助言の続き

(※1.のセミナーに参加された企業のみ)

○セクハラ、妊娠・出産などに関するハラスメントの防止対策や相談対応の手

順などに関するアドバイス など

注) 実際に発生しているセクハラ事案、妊娠・出産などに関するハラスメント事案については、個別の対応は行いません。あらかじめご了承ください。

【申込方法など詳細はこちら】

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（委託先）

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201806jinji.html>

---

「均等・両立推進企業表彰」の応募受付中！

～締切：7月31日～

---

厚生労働省では、職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援するための取組を行い、他の模範となるような企業を表彰しています。

平成30年度「均等・両立推進企業表彰」では、厚生労働大臣最優良賞、厚生労働大臣優良賞均等推進企業部門、厚生労働大臣優良賞ファミリー・フレンドリー企業部門の候補企業を現在募集しています。応募締切は7月31日（火）です。

日頃の取組をアピールするチャンスですので、ぜひご応募ください。

【応募資格、応募方法、表彰基準など詳細はこちら】

女性の活躍・両立支援総合サイト 均等・両立推進企業表彰

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/award/>

※郵送による応募の場合は当日消印有効

【お問い合わせ先】

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（委託先）

「均等・両立推進企業表彰」事務局

担当 坪井・藤井

電話 03 (5288) 6582（月～金曜日 9:30～17:30 ※土・日・祝日は除く）

E-mail [environment@tokiorisk.co.jp](mailto:environment@tokiorisk.co.jp)

---

事業主・人事労務担当の皆さま、従業員の育休復帰支援や介護離職防止に関するセミナーに参加しませんか？～7月17日と18日に大阪で開催（参加無料）～

---

厚生労働省では、事業主や人事労務担当者を対象に、「中小企業のための育休復帰支援セミナー～従業員の育休を応援し、人材の確保を～」と、「介護離職ゼロに向けて～仕事と介護の両立支援セミナー～」を、全国で開催しています。【事前申込制・参加無料】

セミナーでは、円滑な育児休業・介護休業の取得から職場復帰後までを支援する方法について、事例を交えて紹介します。また、セミナー後には希望者を対象に個別相談会を実施します。

7月は、17日（仕事と介護の両立支援セミナー）と18日（育児復帰支援セミナー）を、大阪のナレッジキャピタル カンファレンスルーム B05 で開催します。従業員の産休・育休取得や仕事と介護の両立支援についてお考えの事業主、人事労務担当の皆さま、ぜひご参加ください。！

**【申込方法など詳細はこちら】**

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業  
<http://ikuji-kaigo.com/>

☆育児・介護プランナーによる、「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」を用いた訪問支援の予約は随時受け付けています。（無料）

☆訪問支援の流れを動画でご覧になれます。

育児プランナーによる支援はこちら ⇒

<http://ikuji-kaigo.com/lp/ikuji>

介護プランナーによる支援はこちら ⇒

<http://ikuji-kaigo.com/lp/kaigo>

職場における、仕事と介護の両立支援に関する動画はこちら ⇒

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html)

**【お問い合わせ先】**

株式会社パソナ（委託先）

育児・介護支援プロジェクト事務局

電話 03 (5542) 1740（受付時間 平日 9:00～17:30）

メールアドレス [iku-pla@pasona.co.jp](mailto:iku-pla@pasona.co.jp)

ホームページ <http://ikuji-kaigo.com/>

---

生産性向上と雇用管理改善に取り組む事業主の皆さま、「人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）」の活用を検討してみませんか？

---

厚生労働省では、平成 30 年 4 月 1 日に「人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）」を創設しました。この助成金は、生産性向上に役立つ設備などへの投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ等）を図る事業主の方へ助成します。事業主の皆さま、助成金の活用についてご検討ください。

**【助成を受けるためには】**

雇用管理改善計画（生産性向上に役立つ設備などを導入すること、雇用管理改善に取り組むことなど）を作成します。そして、都道府県労働局の認定を受けて、計画に基づく設備などの導入、賃金アップなどを行うことが必要です。

**【助成額などの詳細はこちら】**

厚生労働省ホームページ「人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000212927.pdf>

**【お問い合わせ先】**

都道府県労働局職業安定部雇用対策課

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

※申請する事業所を管轄する労働局にご連絡ください

---

「両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）」の活用を検討してみませんか？  
～育児や介護などによる離職者を再雇用する企業を支援します～

---

子育てなどにより離職した方の復職を推進するため、再雇用制度を導入して、復

職希望者を再雇用した企業を支援する「両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）」を支給しています。例えば、10年以上前に離職された方を再雇用した場合でも対象となりますので、ぜひこの制度をご活用ください。

#### 【支給の要件】

次の①、②両方の要件を満たすことが必要です。

- ① 妊娠、出産、育児、介護を理由とした退職者について、退職前の勤務実績などを評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入すること。
- ② 上記制度に基づき、離職後1年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用人として6か月以上継続雇用すること。

#### 【支給額】

- ・再雇用1人目：中小企業 38万円<48万円>  
（中小企業以外：28.5万円<36万円>）
- ・再雇用2～5人目：中小企業 28.5万円<36万円>  
（中小企業以外：19万円<24万円>）

※上記の額が、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給されます。

※< >内の金額は、生産性要件を満たした場合の支給額です。詳しくは厚生労働省のホームページ「労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます」を参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

#### 【助成額などの詳細はこちら】

厚生労働省 事業主の方への給付金のご案内

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

#### 【問い合わせ先】

厚生労働省 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください

- 
- 
- ★配信停止の手続き [https://mhlw.lisaplusk.jp/stop\\_form.php](https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php)
  - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
- 
-